

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	えびな 安信
視察地	兵庫県洲本市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取組み		
視察年月日	令和6年7月9日		
視察内容	<p>平成18年に五色町と合併し、現在の洲本市が誕生した。平成18年には洲本市議会議員政治倫理条例を、平成21年には議会基本条例を制定し、逐条解説を行っている。</p> <p>議会基本条例制定の経緯としては、当初から条例制定を目標にしておらず、連合町内会から定数削減の要望が出る中で、議会活動としての活動がわかるように協議をしていくうちに、成果を形にしようとしたことから条例制定に繋がったとのこと。</p> <p>洲本市の議会基本条例は全文を置かず、個々の条文で規定している。議員協議会及び常任委員長会以外の会議を公開しており、制定が目的ではなく、規定内容と実施状況を検証しつつ、先進市を調査し、改正しながら現在に至っており、倫理に関する規定については合併前に制定した政治倫理条例を引き継いでいる。</p> <p>洲本市では令和4年3月以降の議会編成後、一部の議員によるパワハラとも思われる事態が発生し、令和5年3月の委員改選を経て調査研究することが申し送りされ、議決日と施行後の期間を鑑みて6月議会で提案する経緯となった。洲本市議会ハラスメント防止条例の特徴として、議員間、議員から市長等だけではなく、議員から事務局職員を対象としていることがあり、可能な限り政治倫理条例の規定に沿った内容とし、ハラスメント審査会の規定内容も同様としている。ハラスメント条例案について、定義についてはハラスメントを行った議員を制裁的公表の対象とすることから、その違反行為の要件が明確になるよう、慎重に規定内容を協議、確認を行っている。具体的に、実例、判例の蓄積等から違反行為の要件について解釈上の疑義が生じづらい人事院規則で定められたハラスメントの定義を基礎として定めている。ただし、市議会議員の地位、活動等の実績等を勘案して、優越的な地位や業務の範囲を画するに当たっては、市町村議会議員をも適用対象としている福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例の定義を参考としている。</p> <p>ハラスメント防止条例における議長及び議員の責務として、議長は研修、調査、公表等を規定のとおり取り扱い、議員はハラスメントの防止に努め、市長等の人格を尊重した活動をし、疑惑の解明に当たり、責任を明確にし、指摘や解決することに努力し、プライバシー等を保護することが挙げられている。ハラスメントの認定に関しては、申出書が提出されれば、ハラスメント審査会を設置し、議会運営委員会の委員選出方法と同様に会派所属人数に応じて6名で構成している。ただし、この構成方法では数のばらつきなどによりハラスメントが政治利用される恐れがあると感じた。また、被害者が特定されることのないよう注意を払っているとのことであるが、誰がどこでどのようなことを行ったということを公表すると、被害者が一定程度特定されてしまい、それにより被害者が再び傷つくことがあってはならないと感じた。</p>		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	えびな 安信
視察地	三重県四日市市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取組み		
視察年月日	令和6年7月10日		
視察内容	<p>平成23年に可決された四日市市議会基本条例は基本方針の三本柱が特徴的であり、①市民との情報共有（議会活動について積極的に情報を公開し、市民等との情報共有に努める）②市民参加の推進（議会における討議に市民意見を反映させる仕組みを構築する）③議員間討議の活性化（議員間での討議を活性化し、集約された意見から政策立案・政策提言を行う）が三本柱とされている。この議会基本条例は、議会の基本理念や基本方針など、議会に関する基本的事項を定めるものであり、平成17年に議員提案で制定した四日市市市民自治基本条例（理念条例）に規定する市民自治の考え方をもとにしている。</p> <p>その中で、政治倫理については第32条で「議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。」とされている。</p> <p>四日市市議会ハラスメント防止等に関する条例は令和4年3月に制定・施行されたが、経緯としては議員政策研究会からの提言を受け、議会改革検討会（議長諮問機関）を設置して調査研究を行い、議長への答申や各派代表者会議での確認を経て代表者発議により上程されている。議員政策研究会とは、全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関するさまざまな課題に対して共有認識の醸成をはかり、政策立案機能のさらなる向上に資するために設置されるものであり、設置については毎年度当初にテーマを決めている。令和2年度の「議会改革事例研究分科会」においては、職員に対するハラスメントを防止するため、ハラスメント行為と正当な行為を区別する具体的な行動基準を定めることや、必要な事項や問題が生じた際の対応を規定した条例、要綱等の調査研究を行う会議体の設置検討が提言され、令和3年度の「議会改革検討会」では、議会におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定めた条例素案を策定することとされた。ハラスメントの定義としてはパワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメントその他個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為としている。議長の責務としてはハラスメントの防止及び排除、問題発生時の迅速かつ適切な措置、ハラスメントの防止等に関する行動指針の策定と周知徹底、必要な相談体制の整備があり、議員も行動指針の遵守、誠実かつ公正な職務の遂行、ハラスメントの事実が疑われる際の説明責任、ハラスメント行為者への指摘が責務とされている。これらについては、四日市市議会ハラスメント防止のための行動指針に詳しくまとめられているが、旭川市でもこういった議員も市民もわかる形で行動指針をまとめることは、透明性の面からも有用であると推察される。</p> <p>この度の視察では、ハラスメント防止に関する取組のほか、その過程で機能した議員政策研究会という取組も議会改革や議会活性化に直結するという点で大変参考になった。</p>		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	えびな 安信
視察地	長野県長野市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取組み		
視察年月日	令和6年7月11日		
視察内容	<p>長野市議会では政治分野の男女共同参画推進に関する法律第9条の規定に基づき、令和4年8月に、長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定している。</p> <p>この要綱の検討経過においては、令和3年8月に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、ハラスメント防止のための倫理規定の整備、議員向けの研修などを推進していくことが決定したことにより推し進められる運びとなった。</p> <p>政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正については、地方公共団体の施策の強化において、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等への対応の中で、防止に関する研修の実施や、相談体制の整備などの施策を講ずることが明記されており、人事院規則や他の中核市を参考に、令和3年11月に最初の要綱（案）を事務局が作成し、議会に提出した。それまでに規定内容の協議や、各党派等で検討・協議することの確認、ハラスメント研修会の実施、ハラスメントに関する協議を担当する機関の扱いの協議や、長野市議会ハラスメント調査委員会の設置提案や、申合せ事項についての協議等、10回の協議を行い、要綱（案）をブラッシュアップした。前出の長野市議会ハラスメント調査委員会は、長野市議会においてハラスメントに起因する問題が生じた場合に、議長の依頼に応じて調査・協議し、結果を議長に報告する目的で設置されるものであり、構成員はハラスメントの内容に応じて議長が指名する（各党派等から1名以上・委員総数11名）。また、委員会はその任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。</p> <p>条例ではなく要綱とした理由としては、当時の流れでそうだったとしているが、議長の権限やペナルティ等が追加されるのであれば条例化も視野に入れるべきとの声もあるとのこと。</p> <p>長野市では平成21年に長野市議会基本条例と長野市議会の政治倫理に関する条例を施行しており、その2つの条例が柱となっていることで、長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱を担保しているものと考えられる。本市においても要綱を制定するのであれば、議会基本条例も同時にしっかりと見直していく必要がある。長野市議会においては社会保険労務士で産業カウンセラーでもある、西條宏美氏のハラスメント研修会の評判がよく、要綱制定後にハラスメントに当てはまる事態が発生していないことに一役を買っている印象を受けた。皆で考えるルール作りはもちろん大切であるが、同時にハラスメントの理解や、ハラスメントを起こさない仕組みづくり、人間関係についても学び、市民を代弁する全ての市議たちが仲良く、議論は闊達に行える土壌づくり、仕組みづくりも考えていかなければならないと感じた。</p>		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。